

東宮千別大人年譜



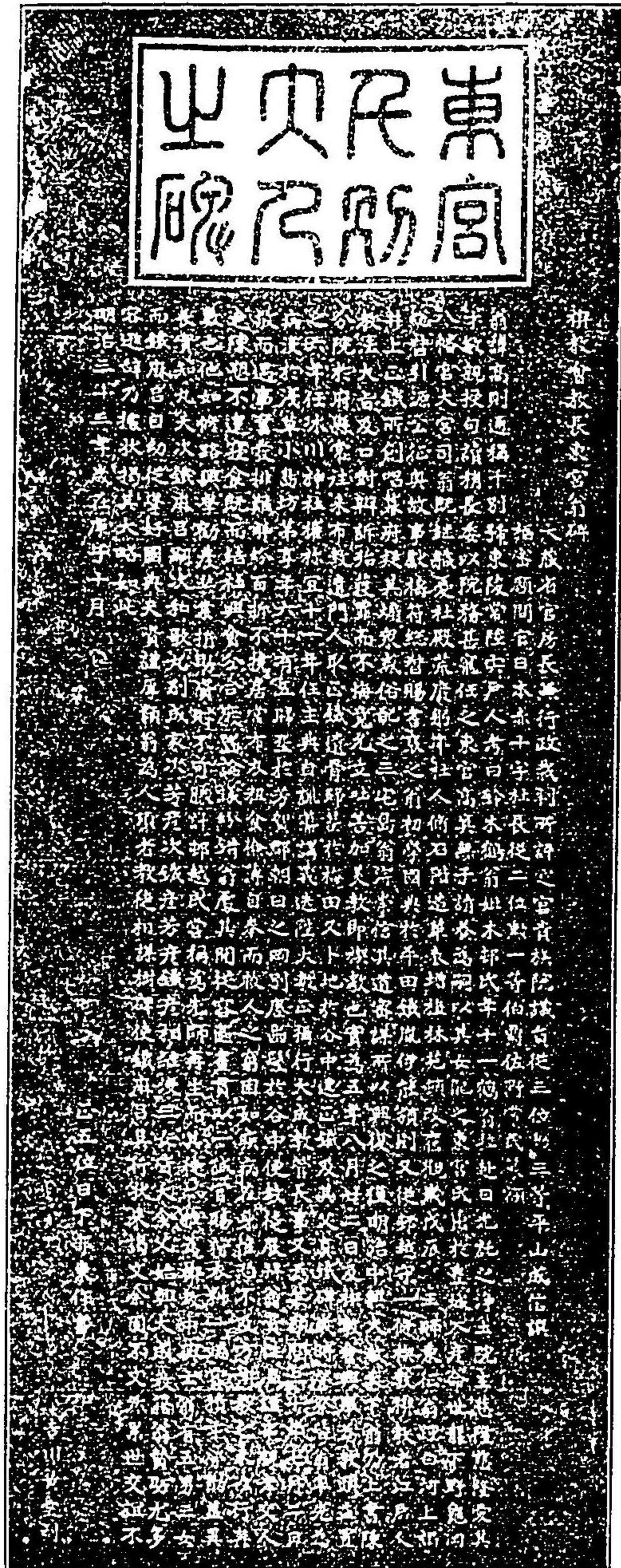
特45
501



東宮千別大人肖像
(明治廿六年七月二十八日)

製部真寫所版活木直京東

東宮千別大人墓碑



此の書は、さとひ
生禪教のために盡し、事蹟とを記されきて、永く子孫をしむる
を仰がむる。端にせんとて編みたるものなり。されば、父が言語動作
に關するところはすべて敬語を用ひて記したり。これ他人に示さん的心
ならねばなり。されど、初稿成りしをり、事實の誤りも多有らん。ご高弟た
ちに見せしに「此は禪教發達の顛末を知るに、こよなき物なれば、摺り本
として、廣く本教の有志者にも示さるべし」と請はれつれど、書き改めん
暇もあらねば、なほためらひ居つるを、今度有志の諸士相謀り、亡父の遺
徳を頌して、宏大なる石碑を建設せらるることとなりたれば、聊か其の
方々の篤き志に報いんため、原文のまゝ印刷に附し、碑文の寫しと肖像
を卷首に添へ、此く綴じ卷として贈呈することにはなし。故れその
故よしを一言此くなん。

明治三十四年六月

東宮鐵眞呂記す

禊教會教長東宮翁碑

翁諱高則。通稱千別號。東陵。常陸宍戸人。考曰。鈴木鶴翁。妣木村氏。年十一。鶴翁拉赴日光。托之淨土院主慈隆。慈隆愛其才敏。親授句讀。稍長。委以院務。甚寵任之。東宮高真無子。請養爲嗣。以其女配之。東宮氏出於豐城。入彥命世襲。下野龟岡八幡宮大宮司。翁旣繼職。憂社殿荒廢。躬率社人修石壇。造華表。增植林苑。頓改舊觀。歲戊辰。王師東征。翁踵白河上。謁總督。引源公征奧故事。獻禱符。總督賜書褒之。翁初學國典。於平田鐵胤、伊能頴則。又從村越守一修禊教。禊教者。江戶人井上正鐵所創。唱幕府疑其煽衆惑俗。配之三宅島。翁深崇信其道。密謀所以興復之值。明治中興。大赦天下。翁乃上書陳教法大旨。及口對辯訴。殆獲罪而不悔。竟允立。吐著加美教。即禊教也。實爲五年八月廿二日。及禊教會興。舉爲教頭。益置分院。於府縣常往來布教。遺門人取正鐵遺骨歸葬。於梅田。又卜地於谷中。建正鐵及其父真鐵碑。歲時營祭。皆翁率先爲之。六年任永川神社權禰宜。十一年任主典。自訓導講義。迭陞大教正。攝行大成教。

管長事又爲其顧問三十年七月二日病沒於淺草小島坊第享年六十有五。歸葬於芳賀郡朝日之岡別塚齒髮於谷中便教徒展拜翁資性溫謹事親孝交人敬而遇事奮發排難解紛百折不撓居常布衣粗食儉薄自奉而救人之窮困如疾病在身惟恐不及方禊教之未淮行奔走陳懇不遑寢食既而結社興會分合廢置論議紛錯翁處其間從容區畫貫以一誠官賜狩衣料一端賞積年勞勸蓋異數也他如修路興學勸農獎業捐助資財不可勝計村越氏嘗稱爲先師再生而其徒亦推爲禊教中興云翁有五男三女長實知丸天次鐵磨嗣次和歌丸別成家次芳彥次鐵彥芳彥鐵彥相繼沒三女皆天余父始興大成教藉翁贊助尤多而鐵磨自幼從學好國典天資謹厚類翁爲人頃者教徒相謀樹碑使鐵磨具行狀來謁文余固不文然累世交誼不容遙辭乃據狀揭其大畧如此。

明治三十三年歲在庚子十月

從三位勳三等平山成信撰

東宮千別大人年譜

天保四年 卯癸	天保七年 寅壬	天保八年 卯癸	天保六年 甲午	天保五年 丙申	天保四年 巳癸	一 歲
天保十一年 壬辰	天保十二年 癸巳	天保九年 己酉	天保七年 丙午	天保六年 乙未	天保四年 甲午	一 歲
天保十一年 庚子	天保十二年 辛丑	天保九年 戊戌	天保七年 丁酉	天保六年 丙午	天保四年 甲午	一 歲
天保十三年 癸卯	天保十四年 壬辰	天保十一年 己亥	天保九年 戊午	天保七年 丙午	天保四年 甲午	一 歲
十一歲	十一歲	八歲	六歲	四歲	二歲	一歲

○四月十五日常陸國茨城郡宍戸町ニ生レ給ヒ（戸籍簿ニ天保五年甲午ノ誕生ト爲レルハ誤認ナリ）幼名ヲ豊次郎ト稱シ給フ父ハ宍戸藩主松平侯ノ重臣石井左衛門ノ子鈴木鶴翁君ニテ母ハ下野國都賀郡大芦村木村氏ノ女房子刀自ナリ。

○此ノ年ヨリ宍戸藩士某ニ就テ漢學ヲ修メ給フ。

○春父鶴翁君ニ從ヒテ下野國日光ニ至リ征夷大將軍徳川家慶公ノ東照宮ニ詣ヅル（所謂日光御）ヲ看覽シ尋テ山内ナル淨土院ニ留リ院嗣（附弟ト稱ス）俊乘坊慈隆（山内第一ノ英傑ニシテ勤王ノ志厚カリシ人也）ノ若衆（役）ト爲リ給ヒ是ヨリ慈隆ニ

就テ和漢ノ學ヲ修メ給ヒ、幾何ナラズシテ才學大イニ進ミ、院中ノ稱贊スル所ト爲リ給ヘリト云フ。

○(此年二月九日、井上正鐵翁幕府ノ嫌疑ニ觸レテ三宅島ニ配流セラル)

弘化元年辰甲
弘化二年巳
弘化三年午丙
弘化四年未丁

十二歳
十三歳
十四歳
十五歳

○此ノ年、淨土院主俊辨ノ爲ニ擢デラレテ用部屋役(會計主任ニシテ院ノ重役ナリ)ト爲リ

給フ。後慈隆嗣デ院主ト爲ルニ及ビ、益々信任セラレ、内外ノ事、總テ委任セラレ給ヘリ。此ノ若齡ニシテ此ノ事アルハ實ニ希有ノ事ナリト云フ。
○此ノ比、輪王寺宮御納戸役(會計主任ニシテ天保中幕ナリ)瀧澤總之丞氏、年來淨土院ニ出入シ、大人ノ英資アルヲ見強テ請ウテ養子ト爲シ、二男ニ列シ奉リヌ(故後ニ東宮家ノ養嗣子ト爲リ鉛ヒシ深ニハ
瀧澤總之丞ニ男トシテ入籍シ給ヒ)

○此ノ年二月十八日、井上正鐵翁配所三宅島ニ於テ卒去シ給フ。(享年六

嘉永二年己酉
嘉永三年庚戌
嘉永四年亥辛

十七歳
十八歳
十九歳

十

○此ノ年二月十八日、井上正鐵翁配所三宅島ニ於テ卒去シ給フ。(享年六

嘉永五年壬子

二十歳

嘉永六年癸丑
安政元年寅甲

廿一歳
廿二歳

○八月廿二日、下野國芳賀郡古家郷小宅村龜岡八幡宮大宮司東宮左馬介清原朝臣高眞君ノ養嗣子ト爲リ、君ノ長女累子君ニ配ヒ、通稱ヲ造酒介ト改メ給ヒヌ(御年十九ナリ時累子ノ刀自此ノ時)然レドモ尙ホ淨土院ノ内政監督ヲ嘱託セラレ給ヘリ。

○此ヨリ先日光淨土院主慈隆江戸へ出デ、本所番場町ニ寄寓シ居タリシガ、此ノ年冬陸奥ノ相馬ヘ退隱セシニヨリ、送リテ同所ニ至リ給フ。
○正月、相馬ヨリ直ニ江戸ニ出府シ前淨土院慈隆在府中ノ殘務ヲ整理シ給ヘル中、クマ葛飾郡木下川村ノ村越守一翁ガ(又號ト)
天保中幕府ノ嫌疑ヲ受ケテ伊豆國三宅島ニ配流セラレシ先帥井上正鐵翁ノ遺志ヲ繼ギ、竊ニ一種ノ神教ヲ傳道スルヲ聞キ給ヒ、直ニ入門シ、六月十四日同村淨光寺ニ於テ、初メテ其ノ道耶チ今ノ禊敷ナリラ得道シ給ヒ、慨然トシテ正鐵翁ノ冤ヲ雪キ、其ノ道ヲ公布シテ世ヲ濟ハントノ志ヲ起シ給フ。(正鐵翁流罪後ハ幕府ナ憚リ殺同ニ代ノルニ念佛稱名ナリテシ) 窃カニ寺院等ニ傳道シ居タルナリ

○此ヨリ歸國シ給ヒ、先ツ本職ヲ盡シ、併セテ神教ヲ弘布セント思ヒ立チ、當時竟廢甚シアリシ龜岡八幡宮恢復ヲ計リ、更ニ規模ヲ大ナラシ

メントシ、親ラ鍬鎌ヲ取り、社人ヲ率キテ拮据經營シ給、明治ノ初年ニ至ルマデ、漸次ニ馬場ヲ擴ゲ、石階ヲ改造シ、山頂ヲ拓キ、社地ヲ擴大ニシテ、二箇ノ大鳥居ヲ新設シ、數十軒ノ石垣ヲ築造シ、杉松檜等ノ常磐木ヲ境内外ニ種植シ、社頭ノ規模殆ンド成リタルニヨリ、更ニ社殿ノ造營ニ着手シ給ヒ、用材モ大概集メ丁リシニ、タマク、維新ノ改革アリ、神官ノ世襲ヲ解カレ、社領ノ上地ヲ命ゼラレシカバ、成功完カラズシテ中止セリ（後明治十四年ニ至リ）
（テ本殿ノ造營成レリ）

安政四年丁巳

廿五歳

○此ノ年五月廿七日、長女もと子生レ、即日死亡ス。

○六月、始メテ村越守一翁ヲ、郷里下野國芳賀郡小宅村ニ請招シ、龜岡八幡宮社殿ニ於テ、始メテ祓詞ヲ唱ヘテ神教ヲ傳道セリ。爾後シバク同翁ヲ請招シ、同門ノ徒モ稍々來リ集ル。依テ其ノ徒ヲ率キテ、下野・下總・常陸ノ間ニ傳道シ、幾多ノ門人ヲ養成シ給ヘリ。

安政五年戊午

廿六歳

○此ノ年、龜岡八幡宮馬場ノ大修理成ル。

○七月十七日、養父君高眞公卒去シ給フ（享年四十九）。

○此ノ年ヨリ、龜岡八幡宮馬場ノ両側ニ、杉檜漆樹ヲ植エ付ケ給フ。

○六月廿八日、長男實知九高明生ル。

安政六年己未

廿七歳

○十二月十八日、世職ヲ襲ギテ、龜岡八幡宮大宮司ト爲リ、是ヨリ讃岐守

ト稱シ給フ。

○正月、神道長上吉田家ノ認許シ得、清原朝臣ノ姓ヲ改メラ、下毛野朝臣ノ舊姓ニ復シ給フ。（是ヨリ實名ノ通リ字ナル高、字ヲ改メテ豈ノ字ト爲ス事ニ定メ給フ）

○十月十七日、二女まき子生ル。

○此ノ年、龜岡八幡宮馬場ノ石階、悉皆改築成ル。

○四月、村越守一翁以下數人、竊カニ正鐵ノ道教ヲ傳道セシヲ咎メラレ審問ノ上、所拂ヲ命ゼラル。然レドモ、大人ハ龜岡ノ大宮司タルヲ以テ、審問ヲ免レタリ。依テ守一翁ヲ導キテ、共ニ常總野ノ間ニ傳道セリ。

○正月、實父母鶴翁君房子刀自ヲ宍戸ヨリ逃ヘ、邸内ニ隱居所ヲ造リテ住マシメ、親シク奉養シ給フ。

○三月朔日、二男鐵磨（後、月籍簿ノ誤寫ヨリ、鑑真呂ト書ス）生ル。（實名）

○去ニシ文久二年ノ教難以後、傳道マス。難クナリシニヨリ、祓詞ノ屋外ニ漏レザルタメ、此ノ年、邸内西北隅ニ、丘陵ヲ盤チテ土藏ヲ新築シ、各地方ノ教徒ヲ集メテ、盛ニ傳道ニ從事シ給フ。

○五月廿四日、三女靜子生ル。

○十月三日、實母房子刀自、養家東宮家ニ於テ卒去シ給フ（享年七十）。

慶應二年丙寅

卅四歳

元治元年甲子

卅二歳

文久元年亥癸

卅一歳

文久二年戌辛

廿九歳

萬延元年申庚

廿八歳

慶應三年丁卯

卅五歲

六

○六月十八日、長男實知丸高明卒去ス(享年九)。

○此ノ年、龜岡八幡宮ノ後山ヲ拓キテ、大ニ社地ヲ擴メ、周圍ニ土手ヲ築キテ、境内外ヲ定ム。

明治元年辰巳

卅六歲

○四月十五日、三男和歌丸生ル。

○此ノ年夏、奥州諸藩連合シテ王師ニ抗シ勢甚ダ猖獗ナリシカバ、大人思考シ給ヒツラク、當龜岡八幡宮ハ、後冷泉天皇ノ勅願所ニシテ、源義家ノ安倍貞任ヲ征シ、源賴朝ノ藤原泰衡ヲ征セシ、皆當社ニ祈リテ靈驗アリキ。然レバ、先古ノ吉例ニ倣ヒ、社家及ビ門人等ヲ率キテ、丹心ヲ以テ本教徒鎮定ヲ祈リ奉ラバ、一ハ以テ神威ノ赫灼タルヲ顯ハシ、一ハ以テ本教ヲ公布セシムル端緒ト爲スコトヲ得、以テ國恩ノ万一一報ユルコトヲ得ベシト決心シ給ヒ。七月中旬親ラ戦地ナル奥州白河ニ至リ、白河口總督鷲尾隆聚卿ニ就キテ其ノ志ヲ告ゲ給ヒシニ、總督喜ビテ、直ニ奥羽追討勝利ノ祈願ヲ命ジ、且ツ神饌料金若干ヲ供ヘラレシカバ、大人ハ直ニ歸郷シ給ヒ、七月廿八日ヨリ祈願ヲ始メ、十一月十日マデ、一百日夜ノ間、晝夜瞬時ノ間断ナク、自身ヲ初メ、社家及ビ門人等二人ヅツ交替シテ祓詞ヲ唱ヘ、以テ賊徒ノ鎮定ヲ祈リ奉レリ。(唱ヘシ所ノ祓詞、總テ三種祓二百八十八万度、大祓七千五百六十度ナリ)此ノ間、或ハ三春ニ、或ハ二本松

ニ(此ノ時、正親町公董卿、鷲尾卿ニ代リテ總督ト爲リ、更ニ神饌料ヲ供ヘテ祈願ヲ命ジ給ヘリ)或ハ福島ニ屢々戰陣ノ間ニ出入シ、其ノ祈願ノ状況ヲ報告シ、御祈禱符ヲ獻ジテ、以テ士氣ヲ奮ハシメ給ヘリ、依テ八月二十四日白河口總督ヨリ、賊地接近ノ地ニ於テ、其威ヲ恐レズ、特ニ賊徒追討勝利ヲ懇祈シ、士氣ヲ奮起セシムル段、感佩ノ至リナリトテ、更ニ神饌料金若干ヲ添ヘテ左ノ感狀ヲ賜ハリタリ。

從去月念八日一百日之間奥羽追討勝利之祈念一社一同抽丹誠之條感佩之至ニ候愈懇祈可有之候也

辰八月廿四日

白河口總督

幾ハクモ無ク、奥羽平定シ、鎮將府ヨリモ奇特ノ旨御褒詞ヲ賜ハリ、神威赫々トシテ世ニ顯ハルニ至リシカバ、是ヨリ師村越守一翁ニ諮リ、身命ヲ犠牲ニ供シテ、本教ノ公布ヲ謀ランコトヲ誓ヒ、後事ヲ家族ニ托シ、決死シテ出京シ、直チニ其ノ運動ニ着手シ給フ。

○十二月、伊吹廻舍平田鐵胤翁ノ門ニ入り、國學ヲ研磨シ給フ。是レ、本教ヲ以テ假道場トシ、竊カニ有爲ノ同志ヲ募レリ。然ルニ、幸ニモ、故井上正

鐵翁ハ、昨年正月天皇御元服ノ大禮行ハセラレ、大赦仰セ出サレシニヨリ赦免申シ付クル旨、今年二月九日附ニヲ遺族へ達セラレタレバ、大人ハ勇ミ喜ビ、直ニ故正鐵翁ノ高弟及ビ同翁ノ教ヲ奉ズル有力者ヲ集メテ、豫テノ決心ヲ告ゲ給ヒシニ、衆人彼ノ文久二年ノ難ニ懲リ、災禍ノ其ノ身ニ及バンコトヲ恐レ、躊躇シテ應ズルモノナカリキ。然レドモ、大人ノ決心ハ、毅然トシテ動キ給ハズ、竊カニ同志ノ徒小川實宮城利介、小林彦次郎、大貫甚助(共ニ守一第)及ビ門人初見方義、杉村敬道等ト議シテ、其ノ計畫ニ從事シ給ヒ、是ヨリ屢々、神祇官、宣敎使等ヘ建議シ、或ハ其ノ筋ノ諸官吏ヲ訪問シ、大ニ本教ノ原由ヲ説明シ給フ。此ノ比ヨリ、明治五年八月公然宣布ノ允可ヲ得ルニ至ルマデノ艱苦ハ、文辭ノ能ク及ブ所ニアラズ。

○此ノ年春、伊能顥則翁ノ門ニ入リテ、國學ノ諸科ヲ研究シ給フ。
○此ノ年、大武知康氏入門シ、同志ト共ニ大人ヲ助ケテ、大ニ本教公布ニ盡力セリ。

○五月十四日、太政官布告ヲ以テ、伊勢兩宮ヲ初メ、神官ノ世襲ヲ廢セラレシニヨリ、龜岡八幡宮大宮司ノ職モ、從テ消滅セリ。是ヨリ通稱ヲ千別ト改メ給フ。

明治三年午庚

卅八歳

明治四年未辛

卅九歳

- 此ノ年七月廿五日、式部省ノ官吏正六位大橋慎氏(生ニ轉任ス)、淺草山之宿町ノ假道場ニ來リ、大人ガ豫テ建議セシ所ニ適合スルカ否カラ検セントシ、終日默座シテ、傳道ノ次第ヲ監査シタリシガ、其ノ正確ニシテ教理ニ適ヘルヲ嘉シ、直ニ入門シテ、大ニカラ本教ノ公布ニ盡サンコトヲ約セリ。
- 是ヨリ、大橋氏、専ラ神祇官、宣敎使等ノ吏員ノ間ニ周旋シ、大人モ亦屢々吏員ト會見シテ本教ノ教理ヲ述べ、政府ヲシテ、略ボ本教ノ如何ナルモノナルカラ知ルニ至ラシメ、今ハ公然傳道ストモ、妄リニ處罰セラル、恐ナキニ至リタルヲ以テ、駿河臺南甲賀町ナル大橋慎氏ノ扣邸ヲ買ヒ受ケ、此ノ年九月三日、初メテ「禊假修行所」ノ標札ヲ掲ゲ、公然傳道ニ從事シ給ヘリ。是レ本教ニ於テ敎會所ヲ設立セシ噶矢ナリ。
- 此ク、大人ノ素願(即チ故正鐵翁ノ遺志)ノ達スベキ端緒ノ開ケ初メタルニヨリ、嫉妬ノ餘リ、同門中種々ノ流言ヲ放チ、大人等同志者ノ舉動ヲ非議シ、却テ故正鐵翁ノ遺志ニ戾ルモノアルニ至リタレバ、結社出願ニ先チ、故正鐵翁ノ未亡人男也刀自ニ就キテ、道統ノ因由スル所ヲ質シ、ニ、十一月十七日、高弟野澤玄昇鐵敎氏副署シテ左ノ書ヲ寄セラレタリ。

御問合被成候御事、本より眞淵翁より眞鐵翁へ、眞鐵翁より正鐵翁

へ御傳への事勿論の事に御座候まゝ、其通り發仰上宜敷被存候御
安心御執許可被成候以上

十一月十七日

野澤玄昇
男也

依テ、右ノ書ヲ携ヘテ、師守一翁ニ見エ、意見ヲ問ヒ、且ツ正シク故正鐵翁
ノ道統ヲ繼承セシモノハ守一翁ナルニヨリ、結社布教出願ニツキテハ
其ノ筆頭タランコトヲ同翁ニ乞ヒシニ、翌十八日翁ハ左ノ書ヲ寄セテ
大ニ奮勵セシメ給ヒス。

昨日は御入來、御問合之通に候、先師への御奉公第一、敬神尊王之事
は此度の懇願にあり、病中ゆへ我等にかはり御計可被成候

吐はかみゑみため

守一華押

千別殿

昨年以來、傳道ノ改良教則ノ制定、其ノ他諸般ノ整理中、總積耕雲、大橋反
求齋、根本彌七郎氏等入門シ、大ニ心力ヲ盡シ、結社布教出願ノ準備整ヒ
タルニヨリ、五月三日、大人及ビ小川實、大武知康三名連署シテ、多年信仰

明治五年申

四十歳

セル禊修行ト稱スル神道ノ一派ヲ、公然宣布スルコトノ允許ヲ賜ハリ
タキ旨、教部省へ出願シ給ヒヌ。然ルニ幾何モナク五月十一日ヨリ一週
日間、神田神社ニ於テ、公衆へ説教スベキ旨命ゼラレタルニヨリ、命ニ隨
ヒ、同志ノ徒奮テ本教ノ教理ヲ演述セシカバ、聽衆毎ニ堂ニ溢ル、バカ
リニテ、大ニ世人ノ感歎スル所トナレリ。此ノ時、同志者ノ外ニテ、講師ト
爲リ、最モ盡力セシハ野澤鐵教氏ナリ。

○八月廿二日、教部省ヨリ、大人等ヲ召シテ、曩日ノ出願ニ對シ、吐苦加美
講ト云フ名號ヲ賜ヒ、公然宣布スルコトヲ許可スル旨達セラレ、即日野
澤鐵教氏ヲ權中講義ニ、大人ヲ訓導ニ(教部少丞正六
官小野進信奉)、大武知康氏ヲ權訓導
ニ補シ、各々吐苦加美講取締ラ命ジ、左ノ取締心得書ヲ授ケラレ、初メテ
多年ノ宿志ヲ達シ給ヘリ。此ノ任命ニ付キテハ村越守一翁ハ正鐵翁ノ
正統ノ道統繼承者ナレバ、第一ニ任命セラルベキ筈ナリシニ、其ノ事無
カリシハ、當時宿病ニテ事ヲ見ザリシニ依リテナリ。又野澤氏ノ、此ク特
遇セラレシハ、氏ハ正鐵翁ノ高弟ニシテ、前日神田神社社頭説教ノヲリ
盡力セシニ依リ、大人ハ自ラ謙シテ敢テ首座ニ居ラズ、之ヲ推選シタル
ト、當時教部省出仕ニテ吐苦加美講掛員ナリシ中教正本莊宗秀氏(後宮
津藩)ノ舊臣ナリシトニ依リテナリ。然レドモ、小川氏が最初ヨリノ同志

者ニシテ、功勞少カラズ、願書ニモ副署セシ程ナルニ、却テ此ノ選ニ漏レ、野澤氏ガ殊功ナクシテ、特ニ上級ニ補セラレシヲ以テ、大武氏等ハ甚ダ其ノ處置ノ不公平ナルヲ憤リ、大ニ本莊氏ニ迫ル所アラントセシガ、大人切リニ諭シテ之ヲ止メシメタリト云フ)

吐菩加美講取締心得書

一管長ノ命ニ從ヒ、其教務ヲ督理シ、改弊歸正ヲ掌ル。一其徒ヲ進退黜陟スベキハ勿論、新ニ施行スル事件、都テ管長ヘ具狀シ、指令ヲ請フベシ。

一其教義今般改正式目之外、決シテ陰ニ施行致ス可ラズ、若シ犯ス者アレバ、取締其責ニ任ズ。

壬申八月廿二日

東部管長印

○是ニ於テ、翌九月教部省へ伺濟ノ上、駿河臺ナル禊假修行所ヲ改稱シテ、吐菩加美講假修行所トシ、直ニ教導規則書ヲ定メ、盛ニ布教ノ法ヲ立て、又同志者小川實、宮城利介、小林彦次郎、初見喜三郎、及び同門ノ徒坂田鐵安、村越鐵善、伊藤祐像、福田十郎兵衛(後ニ鐵知ト改ム)、千村正實ノ九名ヲ、教導職十三級試補ニ、同志者大貫甚助、門人八坂千尋、杉村敬道、古橋千入、及ビ野本安藏、町田徳之助、横尾喜太郎(後ニ信守ト改ム)、田中金次郎、吉田清兵衛、野口次郎

兵衛、宮澤鼎、小原久藏、河村治八、海津傳兵衛ノ十四名ヲ、同十四級試補ニ推舉シ、九月廿五日ニ至リ、各自任命セラル。依テ先ニ非議セシモノ、争ヒテ駿河臺ノ修行所ニ參集スルニ至レリ。

○此クテ、府下龜岡町白山神社、今戸町八幡神社、六軒堀神明社、向嶋牛嶋神社、西ノ久保八幡神社、深川富岡八幡神社ノ六ヶ所ニ吐菩加美講出張所ヲ設ケ、「井上正鐵傳説教」ノ札ヲ掲ゲ、毎月期日ヲ定メ、講師ヲ派遣シテ大ニ本教ノ教旨ヲ説カシメタリ。

○是ヨリ先文久二年二月、正鐵翁ノ高弟等數名、幕府ノ咎メヲ被リシヨリ、一時皆屏息シタリシニ、獨リ村越守一翁ノミ、奮然トシテ捨身決定シ道統ヲ維持シタルニヨリ、其ノ功ヲ賞セラレ、此ノ年十月十二日、同翁ハ權中講義ニ補シ、吐菩加美講取締ヲ命ゼラレ給ヒ、大人ハ少講義(モト訓導タリシナ)ニ進メラレ給フ。此ノ日大武知康(舊姓訓導)小川實(舊姓試補十三)ニ氏モ、共ニ少講義ニ進メラル。村越正久、坂田正安(共ニ守一翁ノ兄ナリ)ニ氏ガ、正鐵翁ノ高弟ニシテ老年ニ至ルマデ、多年本教ノ爲ニ盡力セシ旨ヲ上申シテ、特賞ノ典アラシヲ乞ヒシニヨリ、十一月ニ至リ。本莊中教正ヨリ、兩人ヘ賞狀ヲ下附セラル。

○十一月、東部管長へ願濟ノ上下總常陸下野三ヶ國門人取締ノ爲メ、同

地方へ出張シ給フ。

○昨秋官許以來、布教日ニ盛ニシテ、駿河臺ナル假修行所ノ狹隘ナルニ依リ、横濱ノ人高島平兵衛ノ計画ニ依リ、淺草小島町ニ禊事所新築ノ議ヲ定メ、此ノ年一月十六日本莊中教正ノ承認ヲ受ケタリ。

○一月、宇都宮縣へ願濟ノ上、下野國芳賀郡小宅村龜岡八幡宮社内へ、本講祓修行所(今ノ龜ヶ岡分院)是ナリヲ設置ス。

○二月四日、皇大神宮宮掌少講義故ノ如シニ任ゼラレ(教部大丞正六位)更ニ左ノ如ク達セラレ給フ。

皇大神宮宮掌
兼少講義

東宮

千別

當分東京府下在勤申付候條吐普加美講社々長之心得ヲ以、今後改正目途相立教法盛大相成候様精々盡力可致事

明治六年二月

神宮祭主大教正

近衛忠房

神宮少宮司少教正

浦田長民

○然ルニ、是ヨリ先教部省へ差出シタル書面ニ、戸籍上ノ誤寫アリ。此レ地方掛官ノ綏漫ニ出デタルモノナレモ、故ラニ戸籍ヲ偽リシモノト誤認セラレ、同月十日、突然本官并ニ兼職ヲ免ゼラレ給フ。然レドモ幾許ナ

(教部大丞從五位三島通庸奉)

ラズシテ、其事實明瞭シタルニ依リ、教部省ニ於テモ、其ノ處置ヲ誤リシヲ覺リ、同月更ニ教導職十二級試補ニ補シ、舊ノ如ク吐普加美講社取締ヲ命ジ、五月十四日ニ至リ、更ニ少講義ニ復セシメ給ヘリ。(教部大丞從五位三島通庸奉)

○四月十五日、吐普加美、黒住、心學ノ三講トモ、爾今大教院ノ管掌ト心得ベキ旨、教部省ヨリ達セラル。(廿九日ニ此ノ旨大教院ヨリ達セラル)

○五月七日、宇都宮縣ヨリ、下野國芳賀郡小宅村龜岡八幡宮(郷社)祠宮ヲ命ゼラレ給フ。

○同月、同縣ヨリ、學校創立ニ付献金出願候段奇特ノ旨、賞狀ヲ賜ハル。七月朽木縣へ願濟ノ上、下野國都賀郡日光山内舊本宮別所へ假修行所ヲ設ケ、又同月中、同國河内郡宇都宮在塙田村へ祓修行所(今ノ宇都宮分院)ノ起原ナリヲ設ク。

○同月、大教院(廿四日附許可)及ビ東京府(廿七日附許可)へ願濟ノ上、淺草小島町へ禊修行所建築ニ着手シ、駿河臺假修行所ヨリ、同所へ移轉ス。但シ建築中、假ニ淺草榮久町及ビ神田佐久間町ノ民家ヲ假リテ修行セリ。

○此ク、駿々トシテ逐日隆盛ノ運ニ向ヒ、今ハ何處ニ於テ布教ストモ、毫末モ憚ル所ナキニ至リタレバ、婬ニ流言浮説ヲ唱ヘシ徒輩ハ、駿河臺ナ修行所ニ參集シテ取締ノ監督ヲ受ケ、教導規則ニ基キテ布教スルコ

トノ第屈ナルヲ厭ヒ漸ク便宜ヲ名トシテ、各自所在地ニ出張所ヲ設ケ、各々舊來ノ陋習ニ依テ傳道シ、殆ンド統一ヲ缺キテ、取締モ其ノ責任ヲ盡スコト能ハザルニ至ラントセシカバ、曩日ノ同盟者等密議ノ上、本教ノタメ、已レヲ枉ゲテ統一ヲ計ラントシ、古參ノモノ數名ヲ昇級セシメテ取締員ニ列シ、其レ等ヲシテ各自自進ノ志ヲ起サシメ、共ニ與ニ力ヲ合セテ從來ノ弊習ヲ一洗シ、大ニ本講ノ面目ヲ改メシメンヲ議決シ、其ノ旨ヲ其筋へ上申セリ。(大武氏ハ之ヲ不可トシ、嚴ニ取締ノ職務ヲ勵行セント爲シ、議合ハズシテ遂ニ本教ヲ去ルニ至リヌ)是ニ於テ、坂田鐵安氏以下、各職級ヲ進メラレ、取締員ニ列セラレシガ、八月廿四日、更ニ大教院ヨリ大人及び權中講義野澤鐵教、少講義小川實、同宮城利介、同坂田鐵安、同村越鐵善、同福田十郎兵衛、權少講義千村正實、訓導横尾喜太郎ノ九名ニ吐苦加美講改正掛ヲ命ジ、又教部省ニ於テハ氷川神社少宮司兼大講義穂積耕雲、出雲大社少宮司兼大講義落合直澄二氏ニ、本講改正掛ヲ負擔セシメテ、共ニ本教ノ改良進歩ヲ計ラシメタリ。

○此クテ、改正掛等協議ノ上、九月十八日、兼テ穂積耕雲氏及び大人ガ唱ヒ給フ所ノ說ヲ採リ禊事教導心得并ニ神拜式ヲ定メテ、改正ノ要旨ヲ上申シ、十二月二日ニ至リテ、教部省ノ認許ヲ得、此ノ時ヨリ吐苦加美講

(ヲ改メテ身禊講社ト稱セリ(此ノ時ヨリ穂積氏禊事總管ナ命セツレシ)
○十一月十六日、四男芳彦生ル。

(位三島通庸奉
教部大臣從五)

○十二月二日、氷川神社官幣大社權禰宜(兼少講義故ノ如シ)ニ任ゼラレ

給フ。

(位三島通庸奉
教部大臣從五)

○此ノ年ヨリ以後、氷川神社奉仕中、専ラ氷川神社禊事教會結社ニ盡力シ給フ。

○十月一日、昨年來、淺草小島町ニ建築中ナリシ禊事所竣工セシニヨリ此ノ日開筵式ヲ行ヒ(但シ高嶋平兵衛ノ計画セシ大建築ハ故)大人之ガ社長ヲ兼テシメラレ給フ。

○此ノ年春、埼玉縣武藏國埼玉郡柏壁町附近門人ト議リ、同町ニ禊事教會所ヲ設立シ、竣工セシニヨリ、五月二日氷川神社ヨリ同所出張ヲ命ぜラレ給フ。

○六月廿二日、東京府ノ許可ヲ得、東京上野花園町稻荷神社内ニ分社ヲ設ケ、九月十六日開筵ス。

○去六年中任命セラレシ取締中、改正ノ旨趣ヲ悟ラザルモノアリ、頑トシテ舊弊ヲ固守シ、各自社長ト稱シテ、動モスレバ分離自立セントスル傾向アリシニヨリ、此年八月八日、禊事總管氷川神社少宮司兼權少教正

明治九年丁酉内

明治十年正月

四十五歲

穗積耕雲氏ハ各取締等ヲ會シテ其ノ旨ヲ諭シ、且シ爾後改メザルモノハ、總轄ニテ取糺シノ上、結社ヲ禁止スベキ旨ヲ達セラル。

○九月、茨城縣及ビ同縣中教院願濟ノ上、同縣下下總國豊田郡沼森村鷲神社内ニ禊事所ヲ設ケ、同所ヘ出張布教シ給フ。

○二月六日、五男鐵彦生ル。明治三十年十二月十九日死ス、享年廿二。

○四月十五日、教部省ヨリ兼職ヲ權中講義ニ進メラレ給フ。

○此ノ年、春初ヨリ季夏ニ至ルマデ、眼病ニ罹リテ、甚ダ困難シ給フ。

○此ノ年冬、元龜岡八幡宮社領上地ノ内、元朱印地ノ分合高參拾貳石壹斗貳升五合拂下ゲヲ出願シテ許可セラル、依テ年來ノ謝恩ノタメ、其ノ内宇反町(西ト朝帶)ノ田貳反四畝貳拾壹步ヲ、永ク八幡宮ヘ寄附シテ祭田ト爲シ給フ。

○三月九日、神道事務局ヨリ、昨九年十二月廿七日附ヲ以テ、願ニ依テ權少教正穗積耕雲ノ禊事教會總轄ヲ免ジ、更ニ權大教正平山省齋ニ禊教總管擔任タルベヤ事ヲ命ゼシ旨達セラル。

○三月廿一日、平山禊教總管ヨリ、取締員等ヲ神道事務局ニ召集シテ、教義ニ關メル事件十餘條ヲ協議セシメ、講社規則、神拜式等ノ改正、及ビ舊弊釐革ヲ命ジ給フ。是ヨリ、身禊講社ヲ改メテ禊教社ト稱シ、大人ハ禊教給フ。

本社長ヲ命ゼラレ給ヒ、坂田鐵安、村越鐵善、小川實、福田鐵知(兵衛十郎)、横尾信守(萬喜太郎)氏等、皆禊教社長ヲ稱スルニ至レリ。

○三月下旬ヨリ五月上旬マデ、氷川神社大宮司兼權大教正平山省齋氏ニ從テ、埼玉縣下秩父三峰地方ヘ巡回布教シ給フ。

○六月十七日、神道事務局ヨリ、神殿營築資本掛擔任タルベキ旨命ゼラレ給フ。

○九月廿二日、禊教總管權大教正平山省齋氏ヨリ、大人、及ビ坂田鐵安、村越鐵善ノ三人ニ、禊教監督ヲ命ジ、年番ヲ以テ交代ニ勤務スベキ旨達セラル。

○十一月八日、神道事務局ヨリ、左ノ通リ賞與セラレ給フ。是レ神道事務局開始以來ノ特典ナリ。

權中講義 東宮干別

維新已來禊教之爲格別盡力、其筋ヘモ建言等、多少之焦慮、遂ニ公然宣布之秋ニモ至リ候者、多年誠心之所以致ニ付、特賞之典、禊教總管ヨリ申立之趣モ有之候ニ付、特殊之旨ヲ以狩衣地壹卷合授與候條益勉勵可有之候也。

明治十年十一月八日

印

明治十一年寅戌

四十六歳

- 十二月八日、太政官第九十一號達ヲ以テ、神宮并官國幣社神官ヲ廢セラレタルニヨリ、本宣_(氷川神社)權補宜廢官ト爲リ給フ。
- 一月十日、氷川神社主典ニ任ゼラレ給フ(内務大書記官從五位松田道之奉)

- 五月廿日、神道事務局ヨリ「同局資本トシテ年々金五圓相納度旨奇特ノ儀ニ付感賞候」トノ賞狀ヲ賜ハリ給フ。

- 六月廿日、大人以下禊教各社長六人連署シテ、禊教會ハ平山權大教正總管タルニヨリ、地方神道事務分支局ヲ經由セズ、本局直轄タランコトヲ神道事務局へ出願ス。

- 此ノ年春、門人杉村敬道ノ議ニヨリ、三宅鶴ヨリ、敎祖井上正鐵翁ノ遺骸ヲ迎ヘテ、梅田ノ舊蹟ニ改葬セントシ、翁ノ遺族井上善彌ト謀リ。三月六日東京府ノ許可ヲ得タリ、依テ五月十一日、敬道及ビ贊成者初見方義、横尾信守等、共ニ彼ノ嶋へ航シ、六月十六日東京ニ歸着シ、同月十八日梅田村ノ舊蹟ニ護送シ奉レリ。

- 十一月十一日、二女まき子死(享年十九)

- 一月、禊教各社連合シテ、禊教事務局ヲ設置シ(當分市ヶ谷河田町本荘邸 内禊所ヲ以テ之ニ充ツ) 諸般ノ事務ヲ統轄シ、毎月一度各社長幹事相會シテ、敎義ヲ協議スルコトヲ

定ム。

- 二月廿六日、内務省ヨリ兼職ヲ權大講義ニ進メラレ給フ。

- 三月廿五日、訓導横尾信守ヲ權少講義ニ進メラレンコト平山禊教總管ヘ上申シ給フ。是レ昨十一年八月信守始メテ敎會所ヲ淺草南元町松平神社内ニ設置センコト東京府へ出願シ、許可ノ上、大人ニ特別監督ヲ乞ヒシニ依テナリ。

- 六月廿五日、新ニ東京谷中墓地ニ、宏大ナル奥城ヲ築キ、敎祖井上正鐵翁ノ遺齒ト、翁ノ實父安東真鐵翁ノ遺骸トヲ埋葬シ、門徒ノ拜詣ニ便ナラシメ給フ、當日ノ齋主ハ大人ニシテ、副齋主ハ横尾信守、典禮ハ宮城利介之ヲ勤メ、平山禊教總管臨場シテ祭儀ヲ監シ給ヘリ。事終リテ、大人及ビ杉村敬道、横尾信守、宮城利介、初見方義、高尾直太郎並ニ三宅鳴ノ人等本久右衛門、井上はつ女等、平山禊教總管ヨリ賞狀ヲ賜ハル。

- 八月三日、埼玉縣南埼玉郡越ヶ谷町ニ設置セシ氷川神社禊事敎會出張所成レリ。依テ同所へ派出シ布敎監護スベキ旨氷川神社宮司大教正平山省齋氏ヨリ命ゼラレ給フ。

- 八月廿一日、兼テ東京府神道事務分局ノ結集セル惟神敎會ニ加ハリ居シ禊教長坂田鐵安ハ、専ラ同敎會所屬。爲ソテ爾後禊教事務局ノ管

明治十二年卯

四十七歳

理ヲ脱スル旨ヲ申シ出セ。

明治十三年庚辰

四十八歳

○十月、茨城縣下總國猿鷀郡谷貝町ニ禊教分社ヲ設置シ、禊教谷貝分社ト稱セシム。

○此ノ年、大教正平山省齋氏等、大成教會ヲ創立スルニ當リ、大人主トシテ之ヲ贊助シ給ヒ、成ルニ及ビ。直チニ十一月、部下ノ教導職教徒ヲ率ヰテ同教會ニ加入シ、更ニ總管ノ總理ヲ請ヒ給フ。

○一月三日、實父鶴翁君養家東宮家ニ於テ死去シ給フ。(享年八十八)

○一月九日、神道事務局ヨリ「神殿建築費収纏方格別勉勵感入候、仍テ目錄之通リ賞與候事」トテ、中啓一握ヲ賞賜セラレ給フ。

ハル。

○一月廿三日、大成教會總理禊教總管大教正平山省齋氏ヨリ「其禊教社、大成教會へ加入總管總理ノ義承諾、教義上ノ事務ハ、諸府縣下神道事務分支局ヲ經ズ直ニ總管ヘ上達スベキ旨、内務省へ上申聞屆、神道事務本局へ協議ノ上、示達ニ及ビ候條、尙禊教ノ興隆所期候也。」ノ承認狀ヲ賜

ハル。

○二月二日、師村越守一翁、木下川村ノ自宅ニ於テ死去シ給フ。(享年六十八是ヨリ先、大人ハ茨城縣下ニ布教シ居給ヒシガ翁ノ病危篤ナル報ヲ得テ直チニ歸京シ、晝夜看護ニ心力ヲ盡シ給ヒ々)。

○二月廿二日、大人及ビ平山禊教總管臨場シテ、昨年設置セシ茨城縣谷貝分社ノ開筵式ヲ行ヒ給フ。

○此ノ年、大人大ニ禊教ノ改良ヲ計ラントシ、十一月東京ニ各分社長及び教導職ノ大會議ヲ開キ、東宮鐵麿、星野龜吉ヲ選ンデ委員トシ、教規ヲ編シ、革弊ヲ圖ラシメ給ヘリ。

○一月、禊教社假規約成ル(委員更宮鐵麿星野龜吉等ノ攝シタルモノナリ)依テ神拜式ヲ改定シ、漸次舊習ヲ改メ給フ。

○二月、兼テ設置セル埼玉縣越ヶ谷町氷川神社禊事教會出張所ニ、禊教分社ヲ併置シ、禊教越ヶ谷分社ト稱セシム。

○三月、埼玉縣ヨリ、先年官幣大社氷川神社造營ノ際金貳拾圓寄附セシヲ賞セラレ、木盃一個下賜セラレ給フ。

○六月十一日、茨城縣下總國豊田郡川尻村ニ禊教分社ヲ設置シ、禊教川尻分社ト稱セシム。

○此ノ年、龜岡八幡宮本殿造營成ル。大人ノ力與テ巨多ナリ。

五十歲

明治十四年辛未

四十九歲

明治十五年壬午

明治十六年 未癸
五十一歳

依テ直ニ本官ヲ辞シ、専務教導職タランコトヲ出願シ給フ。

○三月十三日、内務省ヨリ、願ニ依テ本官(水川神社主典)ヲ免ゼラレ給フ。

○六月廿七日、内務省ヨリ、願ニ依テ本官(水川神社主典)ヲ免ゼラレ給フ。

○此ノ年、禊教總管平山省齋、同副總管本莊宗武氏等ト共ニ、禊教ノ團結及ビ釐正ヲ計リ給フ。依テ九月廿六日、大成教管長大教正平山省齋氏ヨリ、禊教同盟團結釐正委員擔任タルベキ旨ヲ命ゼラレ給フ。

○是ヨリ先、東京谷中ノ教祖兩大人(安東眞誠・井上正鑑)奥城ニ石碑ヲ建設シ、竣功セリ。依テ十月十八日祭典ヲ執行シ爾後毎年此ノ日ヲ以テ例祭日ト定メ給フ。

明治十七年 申甲
五十二歳

○八月七日、太政官ヨリ權少教正ニ補セラレ給フ。(禊教教導職中委任官ニ進ミシモノ准大人一人ノミナリ)

○八月十一日、太政官第十九號達ヲ以テ、教導職ヲ廢シ、教師ノ進退ハ各管長ニ委任セラレタリ。依テ更ニ大成教ニ所屬シ給フ。

○十月十日、大成教管長從六位平山省齋氏ヨリ、更ニ權少教正ニ補セラレ給フ。

○十月廿八日、大成教管長平山省齋氏ヨリ、本管長山梨岐阜千葉縣へ布教派出中、管長代理心得ベキ旨、内務省へ上申ノ上、申達スル旨命ゼラレ給フ。

明治十八年 西乙
五十三歳

○十二月、管長歸京ニ付、管長代理ヲ解カレ給フ。

○二月五日、大成教管長ヘ願濟ノ上、禊教本社ヲ改メテ、禊教會本所ト稱シ、各分社ヲ分所ト改稱セシム。

○三月十八日、朽木縣下野國河內郡上之川村ニ教會所ヲ設置シ、禊教會上之川分所ト稱セシム。

○五月廿九日、大成教管長平山省齋氏ヨリ、少教正ニ進メラレ給フ。

○六月廿二日、昨年來經營セシ禊教會本所新築落成セシニヨリ、此ノ日開筵式ヲ行フ。平山大成教管長臨ミテ、信徒一同ニ賞狀ヲ下賜シ給フ。

○十二月廿日、大成教管長平山省齋氏ヨリ、權中教正ニ進メラレ給フ。

○三月廿四日、秋田縣羽後國雄勝郡湯澤町ニ教會所ヲ設置シ、禊教會湯澤分所ト稱セシム。

○三月三十日、禊教各社長ト集議シ、團結ノ實ヲ擧ゲンコトヲ議定シ、其ノ旨ヲ平山大成教管長ニ開申シ給フ。

○四月十五日、神奈川縣相模國三浦郡横須賀町ニ教會所ヲ設置シ、禊教會横須賀分所ト稱セシム。

○八月廿四日、秋田縣羽後國雄勝郡湯澤町ニ教會所ヲ設置シ、禊教會稻

明治二十年丁亥

五十五歳

庭分所ト稱セシム。

- 此ノ年七月十日、嗣子鐵麿、帝國文科大學古典講習科國書課ヲ卒業ス。
- 二月廿一日、靜岡縣駿河國、靜岡市ニ教會所ヲ設置シ、教會靜岡分所ト稱セシム。
- 四月一日、神奈川縣武藏國横濱市ニ假教會所ヲ設置シ、教會橫濱派出所下稱セシム。
- 五月四日、大成教管長平山省齋氏ヨリ、權大教正ニ進メラン給フ。
- 六月廿七日、同氏ヨリ、教會改良諸議案起草委員擔任アルベキ旨、命ビラレ給フ。
- 一月廿八日、三女靜子死ス(享年廿四)
- 五月下旬ヨリ、平山大成教管長ニ從ヒ、宮城、秋田兩縣下ヘ巡教シ給フ。
(五月卅一日東京ヲ出發シ
七月十六日歸京シ給フ)
- 七月六日、茨城縣常陸國新治郡藤澤村ニ教會所ヲ設置シ、教會藤澤分所ト稱セシム。
- 九月三日、四男芳彦、東京府尋常中學校在學中、東京淺草區小島町ノ邸ニ死ス。享年十六(鄉里ニ歸葬ス)
- 十一月五日、東京ヲ出發シ、新潟縣越後國刈羽郡柏崎地方ヘ巡教シ給定ム。

明治廿一年戊子

五十六歳

- 此ノ月前件議定ノ旨ニ從ヒ、教會本所ヲ改メテ、教會東宮本院ト爲シ、各分所モ之ニ準ジテ改稱セシム(教會東宮本院何々)
- 七月十九日、大成教管長平山省齋氏ヨリ、大成教總本院ト爲スベキ事、神拜式ヲ改メテ、各社一定ニ爲スベキ事、從來ノ教會所ハ一般ニ創立者ノ姓氏ヲ冠セシメテ、各社画一ノ名稱ニ改ムベキ事及ビ其ノ他數條ヲ定ム。
- 此ノ年春、男鐵麿ノ乞ニヨリ、累代祖先ノ廟所及ビ氏神藤森神社ノ周園并ニ居住宅地附近ニ、杉檜數千株ヲ植エ付ケシム。
- 五月三日、栃木縣下野國芳賀郡真岡町大字東郷ニ教會所ヲ設置シ、教

明治廿二年己丑

五十七歳

- (男鐵麿外二隨行ス)途次同月七日、柏崎町入口ニ於テ、人車顛覆シ、甚シク腰部ヲ打傷シ給ヒ、治療スルヲ三週日ニシテ、僅ニ愈エ給ヒ、十一月廿九日歸京シ給フ。
- 五月、教會團結成ル。依テ武藏國足立郡梅田村ハ、教祖井上正鐵大人ノ舊蹟ナルニヨリ、他日同所ニ教會所ヲ置キテ、教會總本院ト爲スベキ事、神拜式ヲ改メテ、各社一定ニ爲スベキ事、從來ノ教會所ハ一般ニ創立者ノ姓氏ヲ冠セシメテ、各社画一ノ名稱ニ改ムベキ事及ビ其ノ他數條ヲ定ム。
- 此ノ月前件議定ノ旨ニ從ヒ、教會本所ヲ改メテ、教會東宮本院ト爲シ、各分所モ之ニ準ジテ改稱セシム(教會東宮本院何々)
- 七月十九日、大成教管長平山省齋氏ヨリ、大成教總本院ト爲スベキ事、神拜式ヲ改メテ、各社一定ニ爲スベキ事、從來ノ教會所ハ一般ニ創立者ノ姓氏ヲ冠セシメテ、各社画一ノ名稱ニ改ムベキ事及ビ其ノ他數條ヲ定ム。
- 此ノ年春、男鐵麿ノ乞ニヨリ、累代祖先ノ廟所及ビ氏神藤森神社ノ周園并ニ居住宅地附近ニ、杉檜數千株ヲ植エ付ケシム。
- 五月三日、栃木縣下野國芳賀郡真岡町大字東郷ニ教會所ヲ設置シ、教

明治廿三年庚寅

五十八歳

教東宮本院東郷分院ト稱セシム。

- 五月廿二日、大成教管長從六位平山省齋大人歸幽シ給フ。享年七十六ナリ。(依テ副管長正七位磯部最信氏管長ト爲ル)
- 六月十四日、大成教管長正七位磯部最信氏ヨリ大成教顧問擔任アルベキ旨ヲ命ゼラレ給フ。

○十月三十日、栃木縣下野國上都賀郡日光町大字堅口ニ教會所ヲ設置シ、禊教東宮本院生岡分院ト稱セシム。

- 十二月十九日、故アリテ大成教顧問ヲ辭シ給フ。
- 禊教團結ノ結果ニヨリ、谷中兩大人奥城例祭ハ、本年ヨリ各社交番ニ執行スルコニ定ム。

明治廿四年
卯辛辰王

五十九歳

- 六月六日、大成教管長磯部最信氏ヨリ、大教正ニ進メラレ給フ。
- 十月廿八日、美濃尾張地方ニ大地震アリ、災害甚シク、慘狀見ルニ堪ヘザル由ヲ聞キ給ト、大人主トシテ救恤ノ法ヲ講ジ、部下ノ教徒ヲ誘導シ、義捐金ヲ募リテ、岐阜愛知兩縣ニ送附シ給ヘリ。
- 一月一日、下野國芳賀郡須藤村大字千本大谷津弘道ノ長女琴子(十九歳)ヲ迎ヘテ嗣子鐵麿ノ婦ト爲ス。
- 三月十五日、禊教東宮本院ノ稱ヲ改メテ、禊大教院第一教院ト爲シ、各

明治廿五年
辰巳

六十歳

- 分院モ之ニ準ジテ改稱セシム。(禊大教院第一教院
何々分院ト稱ス)是レ、梅田ノ總本院ヲ禊大教院トシ、從來ノ各教會所ハ、創立ノ順序及ビ經歷ニ依テ、番號ヲ定メ、禊大教院ノ下ニ添ヘテ併セ稱スル事ト爲リ、本院ヲ第一トシ、村越鐵善氏ノ社ヲ第二トシ、以下順次ニ改稱スル事ト爲リタルニ依テナリ。
- 十月七日、侯爵德川篤敬氏(舊水戸侯)禊教總管ト爲リテ、禊大教院ノ事ヲ總べ給フ。
 - 十一月廿一日、嗣子鐵麿ノ長女順子生ル。

明治廿六年
巳癸午甲

六十一歳

- 二月七日、栃木縣下野國水橋村大字東高橋ニ教會所ヲ設置シ、禊大教

院第一教院東高橋分院ト稱セシム。

- 三月、兩陸下御大婚滿廿五年御祝典ニ付キ、神奈川縣下有志信徒ト共ニ、岩日開神樂ノ圖(中島元久画)ヲ獻ジ奉ル。
- 此月、大成教管長磯部最信、禊教總管侯爵德川篤敬兩氏ヨリ、禊教各社近來統一ヲ缺キ、四分五裂ノ嫌アルニヨリ、協同一致隆盛ヲ圖レベキ旨禊大教院へ諭達セラル、是ニ於テ、第六教院長中教正小木藤太郎、第九教院長少教正小山鶴及ビ第十三教院長權少教正清水熊吉ノ三氏ヲ選ンデ整理委員ト爲シ、案ヲ具セシメ、六月ニ至リ禊教規約ヲ議定シ、德川禊

明治廿八年乙未

六十三歳

教總管、及ビ礦部大成教管長ノ承認ヲ得タリ、依テ規約ニ從ヒ、小木藤太郎・小山鶴ヲ以テ、禊大教院幹事ト爲ス。

○七月一日、禊大教院事務所ヲ淺草區南富坂町ニ移シ、禊大教院假本部ト改稱シ、開筵式祭典ヲ行フ。礦部大成教管長乞ハレテ齋主ト爲リ、大人押サヒテ副齋主ト爲リ給フ。

○八月一日、清國ニ對スル宣戰ノ詔發布セラル。是ヨリ、大人ハ、本院ヲ始メ各分院ニ令シテ、征清軍ノ戰勝ヲ祈ラシメ、又部下ノ有志ト共ニ、屢々物品金圓ヲ恤、兵部ニ贈リテ、以テ兵士ノ勞ヲ慰メ給ヘリ。

○十月十三日、嗣子鐵麿ノ長男豊達生ル。

○十月廿五日、東京ヲ發シ、大成教禊教徒總代トシテ、伊勢神宮ニ參拜シ、征清軍ノ成功ヲ祈リ奉リ、尋テ廣嶋大本營ニ伺候シテ、天機ヲ伺ヒ奉ル。(大教正村越鐵善氏及二
禊大教院幹事同行ス)

○十二月十八日、内務省ヨリ、大成教事務取扱ヲ命ゼラレ給フ。大成教管長俄ニ缺ケタルニヨリ、村越鐵善氏ト共ニ、此ノ命ヲ被リ給ヒシナリ。

○三月、大人健康ヲ損ジ給フ。是ヨリ先、禊大教院ハ、モト大小各教院ノ集合セシモハニシテ、各院長中ニハ、往々立教ノ旨趣ヲ悟ラザルモノアリ。互ニ徒ヲ結ビ派ヲ分チテ、徒ニ權力ノ争奪ヲ事トシ、明治五年以來非常シナリ。

○四月八日、斷然決スル所アリテ、禊大教院ノ團体ヲ分離シ、從前ノ如ク、單獨ニ布教スベキ事ヲ、禊大教院ハ、届ケ出デ、同時ニ大成教、教會所名稱替ヲ出願シ給フ。(第二教院長大教正村越鐵善氏モ分離サ届ケ出ツ)是レ、永ク禊大教院ニアリテ、共ニ本教ヲ衰微セシムルニ忍ビ給ハザルニ依テナリ。

○四月十五日、伊豆國熱海温泉ニ轉地療養シ給フ。

○五月四日、病ホヤ愈エ給ヒシニヨリ、散徒子爵板倉勝彌、野口久道氏等ト共ニ、熱海ヲ發シ、先づ伊勢神宮ニ詣デテ、昨年祈リ奉リシ戰勝ノ報賽ノ幣ヲ捧ゲ奉リ、尋テ京都ニ參向シ、舊蹟ヲ探リテ、同月十五日歸京シ給ス。

○六月初旬ヨリ三週間、大成教所屬教會、及ビ教師觀察トシテ、内務省へ土申ノ上千葉、茨城、栃木、埼玉、諸縣下ヲ巡廻シ給フ。

○七月十五日、侯爵徳川篤敬氏禊教總管ヲ辭シテ、禊大教院トノ關係ヲ

明治廿九年丙申

六十四歳

断チ給フ。

- 十一月廿五日、内務省ヨリ、大成教事務取扱ヲ免ゼラレ給フ、是レ、從四位中山信徵氏ヲ大成教管長ニ選定シテ、承認セラレシニ依テナリ。
- 十一月三十日、大成教管長從四位中山信徵氏ヨリ、更ニ大成教顧問ヲ委嘱セラレ給フ。

○五月九日、大成教管長從四位中山信徵氏ヨリ、兼テ出願シ置ケル禊大教院分離、及ビ教會所名稱替ノ件承認セラル。依テ禊大教院第一教院ヲ改メテ禊教會本院トシ、各分院モ之ニ進ジテ改稱セシム。

○六月十五日、三陸地方ニ大海嘯アリ、被害甚シク、酸鼻ニ城ヘザル由ヲ聞キ給ヒ、大人主トシテ救恤ノ法ヲ講ジ、部下ノ教徒ヲ誘導シ、夥多ノ義捐金ヲ募リテ、巖手、宮城兩縣ニ送附シ給ヘリ。

○八月十日、(大成教管長ノ承認ヲ經テ)、禊教會ヲ禊祓教ト稱シ、獨立布教スルコノ認可ヲ賜ハランヲ、内務省へ出願シ給フ。

○九月十九日、嗣子鐵麿ノ次男豊威生ル。

○一月廿日、英照皇太后御大葬奉送ノ爲メ、大成教ヲ代表シテ京都參向ノ儀、大成教ヨリ依頼セラレ給フ。依テ大成教及ビ禊教會ヲ代表シテ、京都ニ参向シ給フ(大成教庶務課長星野勉吉氏及ビ禊教會員二人隨行ス)

明治三十年丁酉

六十五歳

- 六月三十日、夜半ヨリ俄ニ急症腹膜炎ニ罹リ、甚シク腹痛シ給フ。
- 七月一日、拂曉、醫士吾妻傳氏ヲ迎ヘテ治セシメ、更ニ醫學士内田慎太郎、石井龜次郎、鳥居春洋氏等ヲ迎ヘテ治セシメシカド、效顯ハレズ、病勢漸ク重リ給フ。
- 七月二日、午前一時、決スル所ヤ座シくケン、俄ニ水ヲ命ジテ盥漱シ給ヒ、默禱シ給フ如キコト少時、終リテ復一語ヲ發シ給ハズ、午前十時ニ至リ、御年六十五ニテ東京淺草區淺草小嶋町ノ邸ニ歸幽シ給フ。
- 七月三日、夜ニ入り御柩ヲ禊教會本院ニ移シ奉ル。
- 七月四日、大成教管長正四位子爵永井直哉(本年三月管長更替セリ)ヲ齋主ニ、大成教顧問禊教々頭大成教正村越鐵善氏ヲ副齋主トシ、午後一時小島町ノ禊教會本院ヨリ發葬シ、東京谷中斎場ニ於テ葬祭式ヲ執行シ、尋デ別ニ御髮及ビ御齒ヲ納メタル甕ヲ谷中墓地ニ埋葬シ奉ル。此ノ日、會葬セシモノ無慮數千人、恸哭シテ父母ニ喪スルガ如クナリキ。葬儀終リテ又更ニ御柩ヲ小嶋町ノ邸ニ移シテ通夜シ奉ル。
- 七月五日、午前五時御柩ヲ奉ジテ小嶋町ノ邸ヲ發シ、同七時日本鐵道會社上野發ノ流車ニ載セ奉リ、同會社水戸線岩瀬驛ニテ下車シ、午後六時十五分郷里ナル下野國芳賀郡七井村大字小宅ノ本邸ニ歸着セシメ

○七月六日、午後二時、本邸ヲ發シ、朝日岡ノ累代ノ塋域ニ葬リ奉ル。

○七月十一日、永井大成教管長ヨリ、左ノ哀悼狀及ビ幣帛料金拾圓ヲ賜ハル。

奉ル。

故大教正 東 宮 千 別

敬神篤志ニテ、夙ニ本教ニ從事シ、安政年間以來、數十年ノ久シキ、一日ノ如ク、東西ニ奔走シ、山河ヲ跋涉シ、布教勉勵其功勞顯著ナリ。殊ニ明治五年、祿教宣布ノ官准ヲ得タルハ、時運ノ然ラシムル所ナリト雖ニ、一身ヲ犠牲ニ供シ、衆ニ率先シテ丹精ヲ抽シヅル篤志者アルニ非レバ、曷ゾ能ク願意ヲ貫徹セシムルヲ得ンヤ。千別子ハ、率先者ノ隨一ニシテ、祿教々師ノ龜鑑ナレバ、數万ノ教徒ガ、中興ノ教師ト仰グモ、亦宜ナリ。故ニ本教創立管長ヨリ、曾テ祿教教頭ノ命アリシハ、適任ニシテ、其名ニ背カザルモノト謂ツベシ。又本教創立ノ初發ヨリ、故管長ニ隨從シ、教義ノ擴張ニ盡力セシヲ以テ、管長巡教ノ不在中、其代理ヲ命ゼラレ、又管長缺員中、内務省ヨリ大成教事務取扱ヲ命ゼラレ、特ニ前管長ヨリ、本教ノ顧問ヲ委嘱以來、専ラ其職ニ盡力アリ、深ク屬望ノ處、本月二日、俄ニ歸幽セラル。洵ニ哀悼ノ至リ

ニ堪ヘズ、因テ在職中ノ勤勞ヲ追念シ、幣帛料ヲ供シ、其神靈ハ、永遠之ヲ本教本祠ノ相殿ニ鎮祭ス。孝子慈孫夫レ之レヲ繼承セヨ。

明治三十年七月十一日

大成教管長正四位子爵 永井直哉

左の誄詞及び祭文は御葬送の當日、式場にて齋主永井大成教管長及び副齋主村越大教正の讀まれたるもの、又五十日祭祝詞は、當日村越大教正の誄まれたるものにて共に大人の御経歴に關係あれば、此に掲げて御性行の一班を知る便りとなります。但し誄詞及び祝詞は、もと萬葉假字を以て記しあれども、今読み易からんため、平假字に書き改めたり。

○ 誄詞

是の奥城に鎮め奉ると爲て、暫時昇き据ゑ奉る。故大成教禊教會教長兼大成教顧問禊教々頭大教正東宮千別の命の柩の前に、齋主大成教管長正四位子爵永井直哉謹み敬ひ白さく、あはれ汝命や、天保の四年四月十五日に、常陸の國安戸の里なる、鈴木鶴翁主の眞子と生れ出で給ひ、幼きより父母に善く事へ、萬の道を學び、殊に神を敬ふ心深く坐しづが、早く下野の國芳賀の郡小宅の郷に鎮り座す。龜ヶ岡八幡宮の大宮司なる東宮高眞主の養嗣子と爲り給ひて、即て其の職を受け継ぎ給ひ、年の號を安政と云ひし頃より、禊教に從事ひ、明治の始め、身を無き物にして、禊教を公けに世に布かむ事を計り、同志の人と共に力を盡し、同四年に東京駿河臺に禊修行所を設け、公然布教の御許被らむ事を教部省に願ひ出で、同五年八月に、願の隨に允可を賜はり、其の日即て訓導に補せられ、東部管長より、教會の取締を命ぜられ、同年の十月には、少講義に進められ、同六年の二月に、皇大神宮の宮掌に任けられしが、間無く其の職を退き

て、累代奉仕れる龜ヶ岡八幡宮の祠官と爲り給ひしに、同年十二月、更に官幣大社氷川神社權禱宜に任けられ、同九年四月權中講義に進められ、同十年六月神道事務局神殿營築資本掛擔任を命ぜられ、同年九月禊教監督を命ぜられ、同年十一月には積年禊教のため格別に力を盡したるを賞め稱へて、狩衣地一巻を授け與へられ、同十一年一月官國幣社神官改正に依り、更に氷川神社主典に任けられ、同年五月神道事務局より賞状を賜はり、同十二年二月權大講義に進められ、同年六月積年禊教に盡力し奏功少からず實に神道の模範なりと稱へられて、總管より賞状を賜はり、同十三年一月には神道事務局より復賞品を賜はり、同十四年三月には官幣大社氷川神社造營費献金の賞として、木盃を賜はりたりき。然るに同十五年一月官制改革有りて、神官の教導職を兼ねる事を廢められしにより、本官を辭めて、教導職専務と爲り給ひ、同年六月大講義に進められ、同十六年九月には大成教管長より禊教同盟團結釐正委員を命ぜられ、只管に力を盡し賜ひし程に、同十七年八月太政官より權少教正に補せられ、教導の進退は各管長に委ねらるゝ旨の御布達に依り、更に大成教管長より權少教正に補せられ、同年十月管長巡教不在中、其の代理を命ぜられ給ひき。さて同十八年五月少教正に進められ、同年十二月權中教正に進められ、同十九年四月には中教正に進められ、同二十年五月更に權大教正に進められ、同二十二年七月には禊教頭を命ぜられ、二十四年六月大教正に補せられ、二十七年十二月大成教管長缺けたりしに依り、内務省より大成教事務取扱を命ぜられ、二十八年十一月管長撰定認可に依りて事務取

扱を解かれ更に大成教顧問を委嘱せられ給へり。此く數十年の間、身を捨て道の爲に勤しみ給ひしのみならず、朝廷の大命を畏み、世の爲人の爲とし爲る事は、心の限り力の極み、勤しみ務め給ひしかば、世の人々も敬ひ慕ひ、教徒等は、生ける神として崇め敬ひ。世の長人と仰ぎ奉らむとして有りしに、今年六月三十日より、假初の病の床に臥し給ひしかば、珍の御子等は云ふも更なり、親族家族、親しき友垣、教徒等に至るまで、盡夜知らに心を盡し、醫藥の業は、妙なる醫師の術を盡し、天神地祇に病の平愈えむ事を乞ひ祈み奉り、怠る事無く漏るゝ事無く看護り奉りしが、生與美の甲斐無くも、今月二日に、齡六十五歳を現世の限りとして、春雨に咲く花の衰へ往く事の如く、秋風に木の葉の散り亡する事の如く、八十の隈路と歸らぬ境に罷り給ひぬ。惜らしき事かも、悲しき事かも、然れど、現身の人の世に生れ出づる物の死ぬと云ふ事を免れ得ぬは、惟神の理にし有れば、今更に驚く可きにしも有らず、熟ら願へば、汝命の神魂は、天津神より賜はりし隨に、高く貴く、永久に大座します者にし有れば、速く天津神の御許に召上げ給ひて、奇く妙に安く樂しき眞の福を恵み寄さし賜ふ事を諾なひ給へど、御酒御饌海川野山に生ふる種々の珍物を、横山の如く供へ置きて、親族家族親しき友垣を始め、百千万の教徒等、諸玉串の取り取りに、赤き心の真心以て、敬ひ慕ひ拜み奉る狀を、天津神魂も來通ひ坐して、平らげく安らげく聞食し受給ひて、此の奥城を千代の住處と鎮り座せと畏み敬ひも泊す。

明治三十年七月四日

○祭文

其の任重くして道達しとは、夫れ身を教法に委し、職に教導に任する者の謂ひ乎殊に學識德望を兼ね備ふるの大器にあらざれば、得て望むべからざるなり。茲に大成教禊教會本院長大教正東宮千別大人は、夙に我が皇國固有の大道なる禊の神傳を相承してより以來四十餘年間、一意專心本教に從事し、開祖井上正鐵大人の遺志を繼續し、終始一日の如く、本教の爲めに盡されし其の功績、一々枚舉するに遑あらず、本教をして光輝を宇内に發揚せしめ、今日の隆盛を極むるに至らしめしも、大人の力與りて多きに居れり、又一時大成教事務取扱となりて教務に鞅掌し、現に同教の顧問に擧げられて樞機に參與せり。是れ大人が多年蘊蓄せる學識と涵養せる德望との然らしむるものなり。予大人と本教に從事すること、亦た實に四十有餘年、其の間常に相提携抱持して、其の情交の濃やかなること、骨肉も啻ならざりしに、一朝病魔に襲はれて、遠大の志望を達することを得ず、中道にして忽然歸幽せりとの報に接し。予は悲哀して殆んぞ斷腸せんとす。是れ豈に區々たる情誼の爲めのみならんや、本教の爲めに柱石を失ひしを以てなり、況んや、大人の親族高弟信徒に於てをや、恰も暗夜に燈光を失へるの感あらん。嗚呼悲しい哉、然れども、大人の功勞や、本教と共に高く、其の芳名永く萬世に傳はらん。願はくは、本教の守り神となりて、冥護あらんことを、尙くは之を纏け給へ。

明治三十年七月四日

大成教身禊本院長大教正村越鐵善謹で白す

○五十日祭祝詞

八十ヶ日は有れども今日を生日の足日と齋ひ定めて、此の神床に鎮り座す故大成教禊教會本院長兼大成教顧問禊教々頭大教正東宮千別大人の命の御前に、大成教身禊本院長兼大成教顧問禊教々頭大教正村越鐵善慎み敬ひ畏み畏み白さく、わはれ、大人の命や早く神功畢へ給ひしか先月初めの二日を、現世の限として、頓かに神退り坐ししは、まだ昨今の如く思ひ侍りしに、早くも今日は五十日と云ふ日になも爲りぬる故れ、是を以て、大人の命が現世に在せし時、長く久しき年月世の爲め、人の爲め、又此の皇國の爲め、我が神教の爲めに、盡し給へる功績は、濱の真砂の數限り無きが如く、一つ一つに指折り數ふる事は、大空の星の数を數ふるに等しく、愚なる業になも有る、是を以て、其の概略を數へ擧げて、此の筵に寄り來集へる親族家族を始め、由縁の人々、教徒諸々に告げんとす。嗚呼、大人の命や天保四年癸巳の歳四月十五日常陸の國宍戸の里に生れ出で給ひて、齡六十五歳に成りぬ。幼稚より父母に事へて孝行しく、兄弟に親みて睦しく、能く庭の訓を守り、父學の道に志しては、師の教に戻る事なく、又悪き友を避け、善き友を擇びて、深く交りを結び、夙に皇國の學は云ふも更なり。唐國の學をも通曉り給へり。後に望まれて、下野の國芳賀の郡小宅の里なる此の東宮氏の養嗣子と爲り給ひては、又養父母に能く事へ、妻子を愛で育みて、各も各も人と爲し給ひて、家の風を遠近に吹き靡け、高き譽れを四方に轟しぬる事こそ、最も愛たけれ殊に清き赤き心以て世に立ち人に交り、貴き賤き別ち無く、老いたるを敬ひ、幼きを憐れみ、病める者を扶け、貧しき者を賑はし、身の行ひ

方正しく座し、かば人の鑑、世の模範と稱へられ給ひき。後我が禊の教祖井上神社と稱へ奉る正鐵大人の傳へ給ひし廣き厚き皇御國の本教なる禊祓の神業を受け給ひてよりは、日にも惜まず、四十年餘りの永き歲月、一日の如く、道の爲めに盡し給ひ、多くの弟子を生し育て、教祖正鐵大人の遺志を繼ぎて、此の大御道を遠く廣く世に布き播し給ひて、世の人の醜めき穢き心を洗ひ滌ぎて、清き赤き本つ心に立ち復らしめ、迷の夢を覺して、各も各も安く樂しく世を送らしめ給へり、又此の禊教會を開き給ひて、多くの人々を教へ導き給ひしかば、人々其の恩徳を仰ぎ慕ひて、貴きも賤しきも寄り來集ひて、御教を受くる者宛然水の低きに就くが如く、其の馨しき御名は、春風の吹くが隨に、梅が香の霞める空に匂ふが如く、四方に廣ごり聞えにき。又之を外にしては、禊各院長教師等に泰斗と仰がれ、柱石と賴まれ、本教の盛衰興廢は、一く靡き從へり、況て其の弟子信徒に於てをや。皆其の德風を慕へる事は、誠に草に風を加ふるが如く、赤子の慈母を戀ふるが如くなりき。此く多くの人々の戀ひ慕ひ奉るも宜なるかな、此の御教の始めて明治の聖代に、公けに世に宣布むる事を得しは、全く大人の命の他に率先して盡しし功勞にして、此の大功績は、此の御教の有らむ限り、万代に言ひ繼ぎ語り繼ぐ可き事になも有りける。又教祖の遺骨を遠き島根より迎へ取り、谷中の里に墳墓を築き奉りて、教祖の神徳を世に輝かしめ給ひぬ。此の他、數へ舉ぐるに遑有らず、又大成教事務取扱に推撰まれ、

後大成教願問を委嘱られ、教務に執掌して献替せし事甚だ多く、爲めに面目を一新に爲られたる其の功績こう、千引の石の重き難き業には有りけれ。是を以て、親族家族を始め、禊の教子は云ふも更なり、各教院長教師等諸共に、大人の命の神退り坐しし事を惜み奉りて、歎き悲しむ状は、恰も暗の夜に燈火を失へるが如く、漂蕩ふ船の楫を失へるが如くなりき。然れば、今日しも人々寄り來集ひて、五十日の御祭仕へ奉るとして、獻る幣帛は、時の花鏡の餅、神酒は、張の上高知り、張の腹満て並べ、御饌は八百米杵春の飯、山野の物は、甘菜辛菜海川の物は、鰐の廣物、鰐の狹物、沖つ藻葉、邊つ藻葉、非時の香の果に至るまで、種々の珍物を、机代に供へ奉りて、仕へ奉る状を、平らげく安らげく聞食して、天地の彌無窮に、鎮宮と鎮り座し、此の教の守り神と爲り給ひて、親族家族教子等諸々、己が向々有らしめず、親子の親み深く、妻子の睦み厚く、同じ心に恪しみ勤めて、家聲落さず、生の子の繼々、山松の彌高々に、家門をも起さしめ給ひ、茂し八桑枝の如く、茂盛に立ち榮むしめ給ひ、禊の神業、彌進めに進めて、朝夕の祓事怠る無事く、勤しみ仕へ奉らしめ給へと、慎み敬ひ畏み畏みも白す。

辭別きて、先づ御祖等の御前に白さく、今日の此の日は、東宮千別大人の命の、五十日の御祭に爲りぬるを以て、同じ御靈舎に合せ祭らくを、平らげく聞食して、供へ奉る種々の御饌御酒を、相嘗に聞食し、諸共に相宇豆なひ給へと、畏み畏みも白す。

明治三十年八月二十日

明治三十四年六月廿七日印刷
明治三十四年七月一日發行

(非賣品)

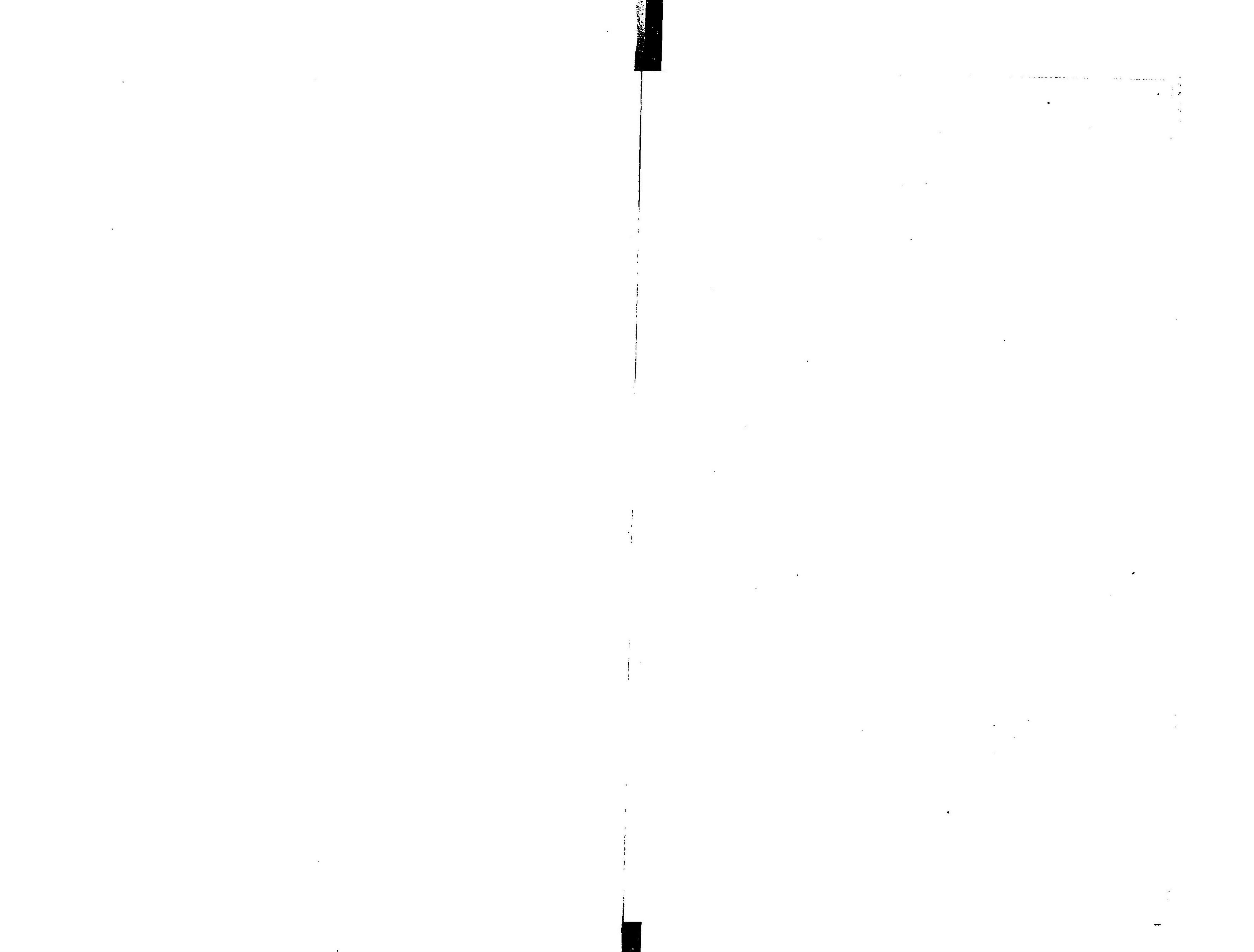
東京市淺草區小島町五十七番地

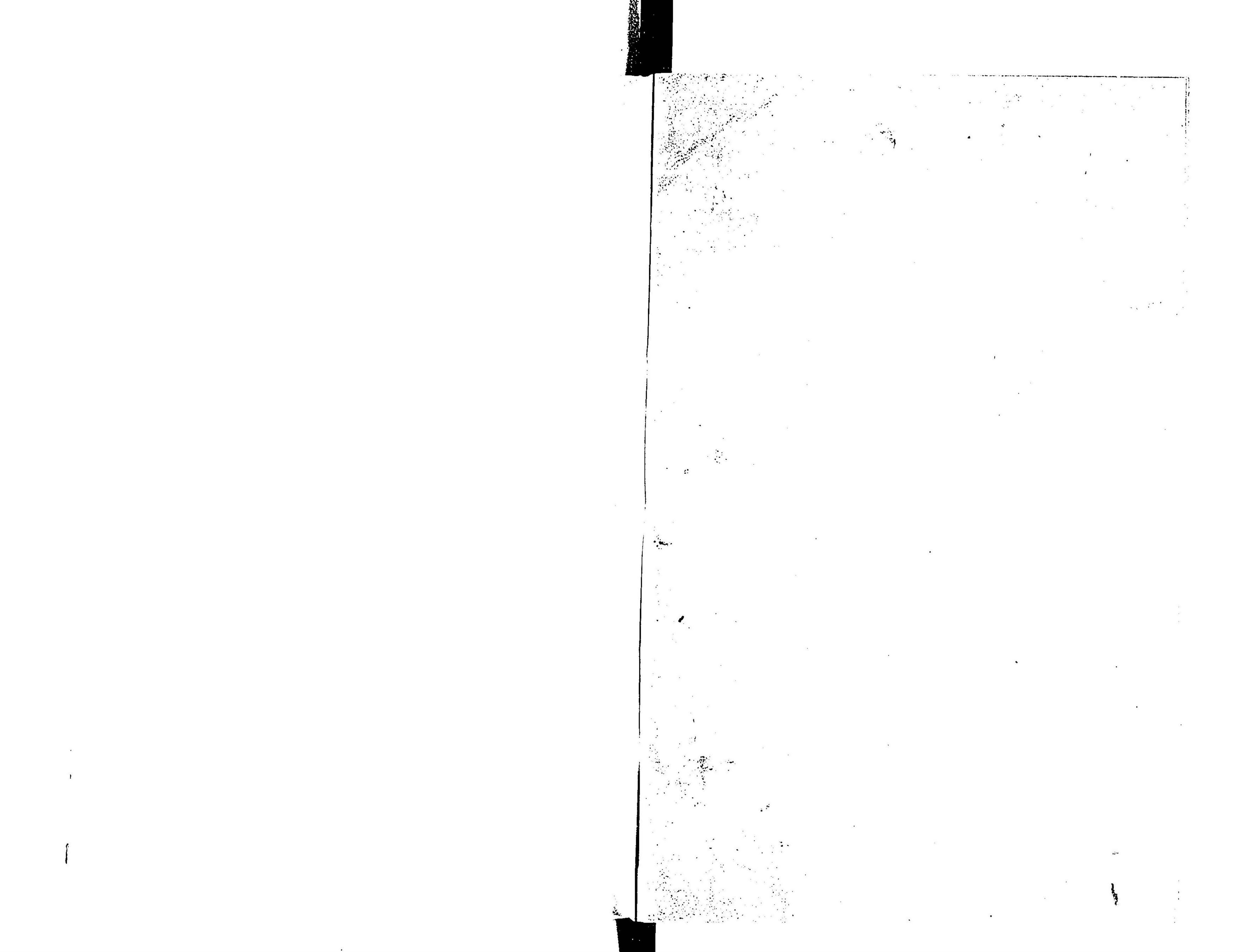
發編 行編 兼人 東宮鉄眞呂

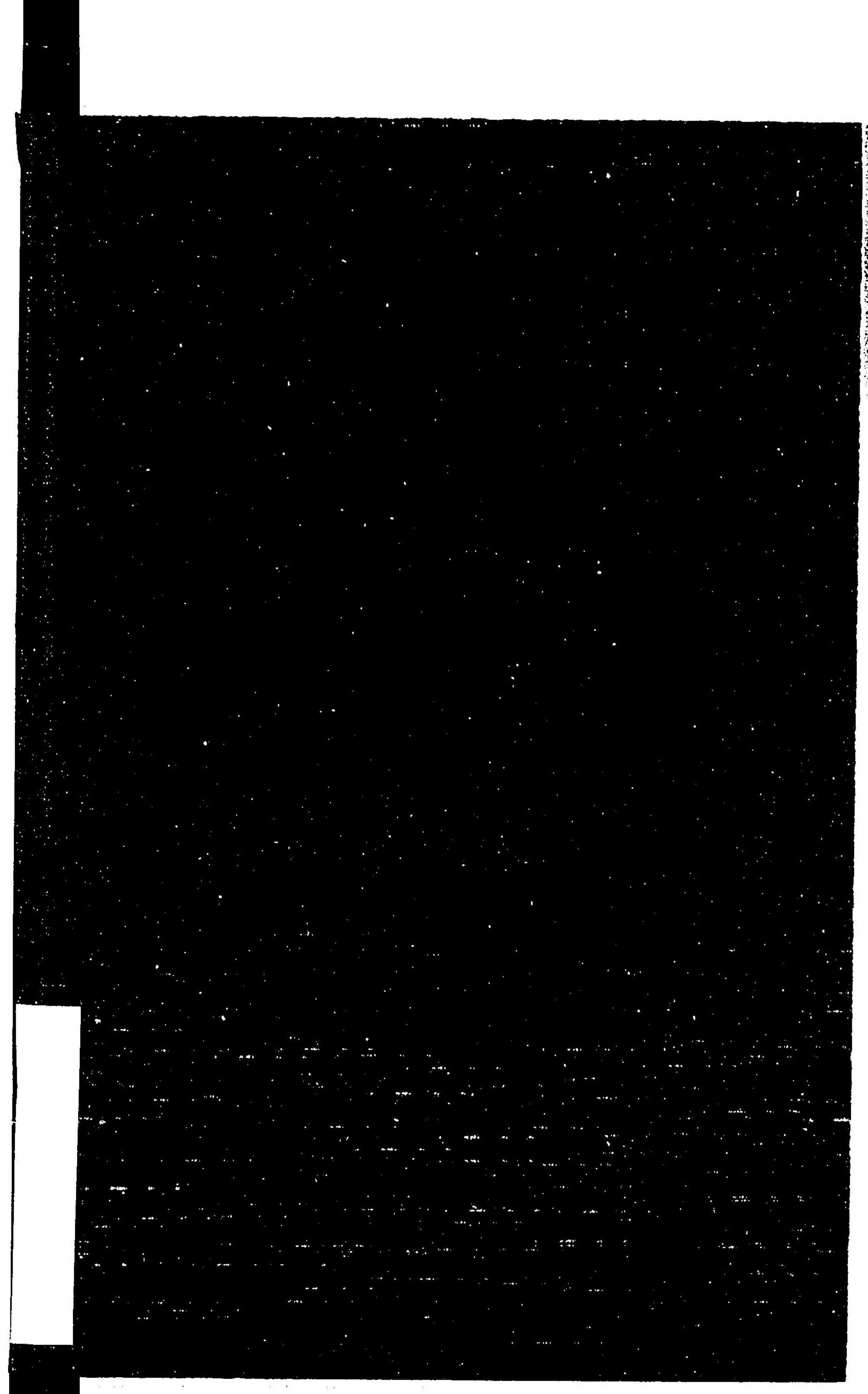
東京市淺草區黒舟町二十八番地

印 刷 人 池 田 宗 平

印 刷 所 東京並木活版所







特45

501

東宮千別大人年譜

国立国会図書館

014464-000-0

特45-501

東宮千別大人年譜

東宮 鉄真呂／編

M34

ABB-0842

